平成２８年（フ）第３４号
長野県安曇野市堀金三田1781番地
債務者　大山　公昭
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１１９号
名古屋市西区中小田井２丁目99番地　中小田井シルバー住宅510号、従前の住所名古屋市西区名西２丁目34番９号
債務者　小澤　光子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４６号
名古屋市中村区権現通４丁目９番地　木村ビル202号
債務者　山口つよし
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７０号
名古屋市南区豊田２丁目25番23号　美坂荘206号
債務者　御船　知明
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３号
三重県津市藤方1480番地１　カーサムジカーレＣ棟201号室
債務者　石川　博美
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７５号
兵庫県西宮市神垣町７番32号
債務者　藤井　美弥
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１９号
兵庫県尼崎市大庄北２丁目14番６号、前住所長野県長野市大字中御所12番地14
債務者　松坂　明代（旧姓古澤）
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３号
兵庫県養父市奥米地994番地
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第６号
兵庫県南あわじ市榎列掃守265番地11、申立時の住所兵庫県南あわじ市榎列小榎列539番地
債務者　木下　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５号
福岡県直方市大字下境4142番地１　市住998号
債務者　春本　好幸
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第２１号
福岡県田川郡添田町大字中元寺844番地の123
債務者　西田紘一郎
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１４号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町13番地12
債務者　砂元エクセキュラこと　スナモトエクセキューラシンコ（ＳＵＮＡＭＯＴＯ　ＥＸＥＱＵＩＬＡ　ＳＩＮＣＯ）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１９号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1465番地８
債務者　新小田全弘
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
鹿児島県姶良郡湧水町米永1847番地
債務者　**徳**留　美紀（旧姓秋丸）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３号
兵庫県姫路市砥堀341番地２サンシティバチェラ108、申立時の住所兵庫県揖保郡太子町上太田817番地
債務者　森川　　薫
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１０９号
福岡県遠賀郡芦屋町浜口町７番26号
債務者　山崎　郁夫
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４９号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目19番２号（104号）
債務者　由川　意志
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部